

## 牡鹿半島漁村における 戦後の漁家経営の動向

—宮城牡鹿群牡鹿町泊浜を事例として—

東北大学 佐藤 直 由

内 田 司

我々の報告は、宮城県の牡鹿半島の一漁村を事例に、そこにおける戦後の漁家経営の動向と「漁村社会」の変化に関して検討することを課題としている。以下、我々が上記の報告をする際の関心や視点についてのべておくことにしたい。

その第一は、我々は、「漁村社会」の研究を農山村を含めた一連の村落社会研究の一環として行ないたいということである。このことをあらためて強調するのは、「漁村社会」の生業の基盤になってくる漁業の農業と比較しての特質は、漁業における生産力の発展が資本制的漁業の展開と漁業の資本主義化に対応して形成された都市的性格を色濃くもつ漁港の発展によって主導されてきたということとるにあり、それゆえ、この「漁港漁村」こそ農村社会とは異なった「漁業村落」の典型と見える議論が当然ありうるからである。それゆえに、まずはじめに、資本制漁業の発展の下で、農山村を含めた一連の村落社会研究の一環として「漁村社会」研究を行うということの「漁村社会」を、我々ほどのようにとらえているのかということに関して明確にしておく必要があると思われる。

宮城県水産試験場発行の『沿岸漁業集約経営調査報告書』（昭和三二年発行）には、我々の今回の報告対象漁村も含む宮城県牡鹿半島一帯の明治以降昭和三〇年代前半までの漁業および漁村の発展に関して詳細な考察が加えられている。以下、この報告書を援用して（以下引用ページ数は略）牡鹿半島一帯の漁業および漁村の発展を略述し、合わせて上記の点に関して論じておきたい。報告書によれば、「牡鹿海域の漁業は幕末、明治初期以来もつとも進歩的な役割を果たしてきたものであつて宮城県の漁業近代化の発祥地」にほかならない。この海域における資本制漁業の発展は、ひとつは、牡鹿半島の表浜で明治期まで盛んであつた定置漁業を展開の機軸とし、村網としての網組による経営、すなわち「部落民の共同経営」の解体を契機とするものである。ふたつめは、同じ牡鹿半島の裏浜の江ノ島沖合から気仙沼湾の唐桑に至る海域で盛んであつたカツオ釣漁業を展開の機軸とし、カツオ船の動力化と大型化、それに伴う沿岸漁業から沖合・遠洋漁業への発展を契機として資本制漁業が展開する。これは、後には、北洋のサケ・マス漁業と南洋のマグロ專業漁業へ分化し発展していくのである。牡鹿海域における漁業の資本主義化の契機は、更に、もう一つの契機が存在する。それは、鮎川浜を拠点とし、「国家の保護政策の上に残る外来資本」の流入を契機とする資本制的捕鯨業の発展であつた。そして、以上の資本制漁業の発展過程において、牡鹿半島の村落ごとにその存在形態は異なり、複雑多岐にわたるのではあるが、漁民層の賃労働資本への階級分解が急速に進展することになる。しかし、以上のように、「宮城県牡鹿海域の漁業は、この地方では資本制漁業が高度に発展したところであるにかかわらず、他面地元漁家層が龐大に蓄積され」沿岸漁村

一に滞留していたのである。

資本制漁業の発展に伴う漁村の変化としては、「鯉釣漁業と加工業の結合、沿岸小生産漁業と加工業の結合」という営業形態が崩壊し、漁撈部門と加工部門が分離し、また、それに伴って、漁村から「漁港都市」が分化・分離し発展していったことが重要な変化であった。以下、長文の引用となるがこのことに関する報告書の記述を引用しておきたい。

「加工業はすでに資本制企業としての発展をとげつつあった女川、石巻等の漁港都市の加工業を基盤に独立した一産業部門として成長し、それはまた漁獲物の市場を拡大する要因として作用した。

こうして漁撈部門からの加工部門の独立は動力化にともなう造船、冷凍その他関連産業部門の確立と発展と共に、漁港都市形成の物質的基盤となり、他方で漁村は漁撈部門、直接的な漁業生産に専門化される結果が生まれ、かくて動力化と共に漁村と漁港都市との分離が完成される。漁村は社会的分業の上で直接的な漁業生産の部門に專業化され再編成された。

そして、資本制漁業の発展過程における船主層の「漁業資本としての完成は同時に漁港への船主層の集中をもたらしたのである」。

次に、資本制漁業の発展にともなう牡鹿海域における沿岸漁業の変化のひとつとして、この沿岸漁業を担っている漁家層の性格変化の側面を見ておくことにしたい。この「漁民層の変化は、漁民層の前期的商人、高利貸資本からの自立化の展開を前提」に、「独立した商品生産者に成長」という変化である。このことに関し、前述の報告書によって江ノ島の例を見てみると次のごとくであった。

「既に明治期の分析で明らかにしたように交通不便で市場との直

接的な接触を遮断されていた江ノ島漁民は一般的に前期的商人、高利貸資本によって搾取されていた。大正期には「イサバ」(仲買商人)が六名居り、彼等は小生産漁民の漁獲物を買集め、それを女川、渡波、石巻の市場に販売し、他方では漁民への買入金の支払は年一回と定め、漁民はその間米、日曜品等の生産物資をそれらの買占め商人から借りて生活すると言う関係を仲買商人との間に結んでいた。買占商人は漁民が市場条件を知らないことを利用して漁民から安く買いたたいて利益をあげ、他方では漁民への現物貸付に対しては高額の利子を取り漁民を二重に搾取していた。江ノ島ではこの買占商人を『のこぎりあきない』と称していた。」

こうした事情は、たんに江ノ島だけでなく、広く牡鹿半島一帯の漁村に見られたのである。そして、「この問題は県水産課の指導の下での漁業組合による共同施設の強化、共同販売事業の開始の過程で解決がはかられ」ていたのである。我々が調査対象として泊浜においても事情は同じで、昭和十一年二月二十五日の泊浜漁業協同組合の設立を契機として、「前期的商人」からの漁民の独立が実現していくのであり、このことによって泊浜の漁民においても、小商品生産者としての自立的な発展の条件が整うことになったのである。

以上のような漁家層の性格変化を前提に、資本制漁業との関連において沿岸漁業と漁場利用秩序がどのような変化をとげたかということについて見ておくことにしよう。この点での最も重要な変化は、同じく前述の報告書によれば、底曳漁業による漁場の破壊と小型動力船の成長による「地先漁場の共同利用共同所有の共同体関係」に基づく漁場利用秩序の解体と資本制漁業の展開に対応する「自由競争」という漁場利用秩序の導入という変化であろう。確かに、あわ

び・たこ・わかめ等「直接に底曳漁業の影響を受けず、また資本家的生産様式の対象」とならない魚種に関しては、口開け、口止めの制限および漁法の制限による「地先漁場の共同利用、共同所有」という慣行が守られているかの様に思われる。しかし、ぶり・ひらめ・かれい・ねう他の魚類、さらに、鰻めろーなどの回遊魚を対象とする漁業に関しては事情は異なっている。すなわち、これらの魚種を対象とする漁業は、生産手段の所有の差によって著しい差異が生まれる条件を有しているのではあるが、それは、「底曳漁業によって漁場を破壊されその後は小型動力船の成長とともにそれによって無動力船は駆逐されること」によって現実のものとなった。こうした動向は、「地先漁場の共同利用、共同所有の共同体的関係と著しい矛盾を生ずる結果にな(り)……漁業制度改革にとって、これらの漁業種類(浮魚)を専用漁業権から除外し、自由な操業に委ねることで一応解決とされた」のである。しかし、それは、あくまで一応の解決であって、漁民間に利害対立を招く等の大きな問題を残し、現在でもそれらの問題は解決されてはいないのである。

我々が検討の対象としようとする「漁村社会」とは、以上のような資本制漁業の発展に伴う漁業と漁村の変化を前提とした「漁村社会」である。要言すれば、それは、資本制漁業の発展過程の漁民層分解において、小商品生産者としての性格をもつものとして残った「地元漁家層」によって構成される「社会」である。同時に、それは、同じく資本制漁業の発展に伴う社会的分業の深化によって、主として、「直接的な漁業生産の部門に専業化され、再編された」ところの「漁村社会」である。

## 二

以上の議論を前提にすると、牡鹿半島の一漁村を事例に、そこにおける戦後の「漁村社会」の変化を検討するという我々にとって何よりも重要なことは、「漁村社会」を形成している主体である漁家層がどのような性格の漁家であるかということの検討であろう。先に、我々は、我々が研究対象とする「漁村社会」を構成する漁家層の性格を、一般的に小商品生産者として見るというようにのべた。ここでは、さらに、この小商品生産者としての漁家の存在形態の歴史の変遷を捕らえようとする際の我々の課題についてのべておくことにしたい。

我々は、戦後の漁民層分解が、資本主義経済の発展に伴う労働市場の展開の側からだけでなく、各漁家の有しているどのような要件が反映して階層分化が起こるのかまた、どのような階層分化が起こっているかを明らかにすることを課題としたい。換言すれば、漁家の側から見るとき、なにゆえある漁家はこの経営形態を選択し、他の漁家はかの経営形態を選択したのか、または、選択せざるを得なかったのかを明らかにすることを我々の主要な課題としたいということである。

我々は、その際、漁家の有している要件の中では、漁家の家族および漁民(家)間の直接的な生産協同の存在形態と各漁家の歴史というものに着目した。というのは、我々は、漁家小生産は、農業経営が「所有」の客体的側面である土地の「所持」の規模により多く規定されるのに対して、「所有」の主體的側面である家族労働力および家族労働力を補完する漁民(家)間の直接的な協同関係の存在形態(それ自体漁家経営の存在形態によって規定される側面が強い

のではあるが) によってより多く規定されるのではないかと考えたからである。

### 三

最後に、我々の第二の課題である漁家経営および漁家における生活様式の変化に伴う「漁村社会」の変容過程を、漁家のどのような「生活組織」に着目して検討するのかがという点についてのおべておくことにしたい。我々は、「漁村社会」というとき、この点では、それを一定の地域的範囲を有しているという意味での地域的契機の側面とその中における漁家相互の生産生活をも含む生活協同の内幕の両側面から把握しようものと考ええる。そこで、まず、我々が、村落社会という地縁とそれに媒介された「生活組織」との関連に関して念頭においていることをのべておくことにした。我々は、ここでは、「地縁関係は必ずやそれを成立させる要因によって成立する」(『日本家族制度と小作制度』より引用)ものであって、単なる地縁関係というものはあり得ないことを主張し、村落社会という地縁関係を成立させる契機として外部的契機と内部的契機の複眼的視角の重要性を強調する有賀の立場に依拠したいと考える。ただ、有賀の場合は、内部的契機を、彼の社会的結合の民族的特質の理論とも関連して多用に使用しているが、我々は、一応、次のようにとらえておくことにした。すなわち、我々は、この内部的契機なるものを、けして熟したことはないが、「漁村社会」を構成している漁家の経営および生活の存在形態から出てくる生産生活をも含む「生活要求」としてとらえておくことにしたい。

以上のことを前提として、有賀は村落社会という地縁関係というものをさらにどのように見ているかを見よう。有賀は、まず、

村落社会における生産生活をも含む生活協同にある一定の地域的枠組みを与える契機として、政治体制につながる「行政上の機能の運営」をあげ次のようにのべる。

「聚落的家連合が一定の地域において成立するという基本的事実はこの地域区割の基本的単位となし得ることを示している。この区割は家連合の内部的な機能を生かす場合に必要なることはもちろんであるとしても、外部からの要求がこれに結びつくことが見られる。例えば行政上の機能の運営がそれであり、行政区割の最小単位となり得る」と。

このことをより明確にのべているのが竹内利美であり、主に政治体制に規制されて生ずるいわば外部的な要因にもとづく村落協同生活の基本的枠組」としての村落社会を、『東北農村の社会変動』において次のように定義していた。

「『村落』社会に一義的な概念づけをおこなうことはきわめて困難であるが、ここでは一応、それを居住(定住)関係に則して不可避的に帰属をせまられる画地的な協同生活の基礎的枠組であって、都市社会と対置される『集落』社会の一類型と解しておきたい」と。我々は、以上の定義をさらに敷衍する中で竹内が、「それは居住の近接関係を媒介として生ずるもろもろの生活協同組織の結成範囲を画する基本的な枠組として……作用する」だけでなく、「その上に運載されている諸種の生活行動組織を統合する枠づけとしても働く」とのべている点を重視したい。というのは、我々は、村落社会というとき、それは単なる画地制を意味するだけでなく、その地域内の人々の意思を統一する機構をもち、地域内の人々の合意形成をはかりうるという意味での統合機能を果たしうる社会を前提し

ているからである。これまでの漁村に関する先行研究においては、資本主義経済の発展に伴って漁村における「共同体」的な性格が解体消滅するにつれて、漁村内における上述した意味での統合機能もまた弱まらないしは解体・消滅するということが前提視されてきたように思われる。しかし、我々は、今回の報告に際しては、そうした前提を一端カットにくくって「漁村社会」の検討を行いたい。我々の調査対象とした泊浜は、牡鹿街の行政機構との関係では第二〇行政区となっているが、泊浜においては、泊浜の人々がこの行政区とは区別してとらえている「区」（行政区上の居住戸すべてが必ずしもその構成戸となるわけではない）が存在し、その「区会」が泊浜の人々の意思統一の場となっている。同時に、「区」内の生活共同のための仕事の実質的な担い手として「区」と密接に関係している集団として「実業団」が存在している。我々は、「漁村社会」の変化を検討するとき、まず、これら二つの「生活組織」に着目したい。さらに、我々は、「漁村社会」にとって重要な「生活組織」として漁業協同組合をとりあげて検討することにした。我々が漁業協同組合をとりあげるの、ひとつには、直接漁家経営にかかわる経済的組織という意味で重要だからである。同時に、牡鹿一帯においては、従来は、「地先漁場の管理機関であった契約講」に属していた、漁家の最も重要な生産手段である地先漁場の「管理権」を有しており、それが部落内に設立されている場合は特にそうなのであるが、漁業協同組合が「漁村社会」内における漁家統合に重要な役割を果しているところに農村社会とは異なる「漁村社会」の特殊性があるからである。

以上のべてきたように、我々は、漁家経営の動向との関連で「漁

村社会」の変化を検討するとき、今回は主として、「区」、  
「実業団」、および漁業協同組合という「生活組織」をとりあげ、  
これら個々の「生活組織」の変化とともに、それら「生活組織」間  
の関係の変化についても検討しようと思う。